

現にグループホーム及び小規模多機能型居宅介護（以下「グループホーム等」という。）を運営し、若しくはグループホーム等に勤務し、又はグループホーム等事業者により組織される団体の役職員ではないこと。

同時に複数の外部評価機関に所属していないこと。

- ※ 地域密着型サービス外部評価調査員資格を取得する場合は、千葉県福祉サービス第三者評価調査員の資格を持っていることが必須条件です。
- ※ 地域密着型サービス外部評価調査員として活動を行うためには、千葉県から地域密着型サービス外部評価機関として認証を受けている評価機関に所属することが必要です。千葉県福祉サービス第三者評価機関の認証のみ取得している評価機関に所属していても、地域密着型サービス外部評価の活動は行えないのでご留意下さい。